

亀岡市公告第131号

亀岡市インターネット公有財産売却に係る一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和7年12月17日

亀岡市長 桂川 孝 裕



1 件名 亀岡市インターネット公有財産売却（令和7年度第1回）

2 入札に付する物件

次の表に掲げるものとする。物件の現状等については、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）の公有財産売却物件一覧のとおり。

《売却システムアドレス <https://kankochi.jp>》

区分番号	物件名	予定価格	入札保証金	下見会会場 及び引渡場所
R7001	株式会社河合楽器製作所 アップライトピアノK-61M 平成17年8月導入 黒	10,000円	1,000円	旧別院中学校 (亀岡市東別院町地内)

3 入札の参加条件

日本国内に居住している個人又は法人で、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第65号）第238条の3に規定する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当し3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定する暴力団員等又はこれらの者の依頼を受けて入札参加する者
- (6) 亀岡市税を滞納している者
- (7) 年齢が20歳未満の者
- (8) 日本語を完全に理解できない者
- (9) 亀岡市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (10) 亀岡市が物件ごとに特に定める条件を満たさない者

4 入札参加申込みの方法

入札参加希望者は、令和8年1月14日（水）午後1時から令和8年2月3日（火）午

後2時まで、売却システムにより参加の仮申込みの手続きを行い、クレジットカードにより亀岡市が定めた入札保証金を納付すること。亀岡市において参加申込みの審査を行った上で本申込み（本登録）が完了したものとする。ただし、申請に不備があった場合は申込みを取り消す。

なお、代理人による手続きをする場合は、次の書類を令和8年2月2日（月）必着で提出すること。

- ・本人からの委任状（亀岡市ホームページからダウンロードした様式を使用すること。）
- ・委任者及び受任者双方の本人確認ができる書類（運転免許証、パスポートの写し等（法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】等））

5 入札物件の下見会

下見会を次のとおり開催する。下見会で物件を直接確認し、物件の状態など全ての事項を承知・了承の上、入札参加すること。下見会への参加は、必ず開催日の前開庁日正午までに電話（会計管理室財産管理課：0771-25-5160）で予約すること。下見会で物件を確認しない場合は、掲載写真の閲覧などにより全ての事項を承知・了承したものとし、みなすので留意すること。

【区分番号R7001の動産】

- ・令和8年1月16日（金）午後2時30分から午後4時まで 旧別院中学校にて
- ・令和8年1月28日（水）午後2時30分から午後4時まで 旧別院中学校にて

6 入札の期間及び方法

（1）入札の期間

令和8年2月17日（火）午後1時から令和8年2月24日（火）午後1時まで

（2）入札の方法

売却システム上で入札価格を登録する。一度行った入札については、取消しや変更はできない。

7 入札保証金

- （1）入札に参加しようとする者は、亀岡市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。
- （2）落札者の入札保証金は、契約締結をもって契約保証金に全額充当する。
- （3）落札者以外の者の入札保証金は、入札期間終了後に全額返金する。
- （4）入札保証金には利息を付さない。
- （5）落札者が契約締結期限までに契約を締結しないときは、その落札を無効とし、入札保証金は亀岡市に帰属する。

8 入札の無効

- （1）この公告に示した参加資格のない者のした入札
- （2）虚偽の申請を行った者のした入札
- （3）市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

9 落札者の決定方法

- （1）入札期間終了後に開札を行い、売却区分ごとに入札価格が予定価格以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、自動抽選で落札者を決定する。落札者の決定に当たっては、落札者のK S I 官公庁オークションログインIDを落札者の氏名（名称）とみなす。
- （2）落札者のK S I 官公庁オークションログインID及び落札価格を売却システム上に公

開する。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結期限

落札者は、令和8年3月3日（火）までに契約を締結しなければならない。ただし、落札金額が10万円以上となった場合は契約書を作成し、それ以外については落札決定をもって契約締結したものとみなす。

(2) 契約書作成の要否

【落札金額が10万円以上の場合】

落札者には亀岡市より契約書（2部）等を送付するので、必要事項を記入・押印の上、次の書類を添付して契約締結期限までに亀岡市へ直接持参又は郵送すること。

ア 個人で参加する場合

住所、氏名、生年月日が確認できる書類（運転免許証、パスポートの写し等）1通、その他亀岡市が指定する書類

イ 法人で参加する場合

登記事項証明書【現在事項全部証明書】1通及び印鑑証明書1通、その他亀岡市が指定する書類

ウ 代理人が参加する場合

委任者・代理人双方の印鑑（登録）証明書各1通

【上記以外の場合】

契約書は省略する。

(3) 契約保証金

契約保証金は、入札保証金と同額とし、契約締結時に納付されている入札保証金の全部を充当する。なお、契約保証金は売払代金の一部として全額充当する。また、契約保証金には利息を付さない。

(4) 売払代金

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた額とする。

(5) 売払代金の残額の納入

契約の相手方は、令和8年3月10日（火）午後2時30分までに亀岡市が納付を確認できるよう、売払代金の残額を一括で銀行振込により納付しなければならない。なお、売払代金納付期限までに納付がない場合は、入札保証金を充当した契約保証金を没収し返還しない。

11 物品の引渡し

物品の引渡しは、売払代金の残額の納入後、亀岡市が指定する引渡場所にて公開したときの状態で引き渡すものとする。引渡し後に発生した不具合や故障、発見された傷等については、亀岡市は一切の責任を負わない。

12 その他

(1) 当該公告文記載内容その他の事項については、市ガイドラインに基づくものとする。

(2) 亀岡市は、売払物件の契約不適合責任は負わない。

(3) 入札及び契約に関する問い合わせ先

亀岡市役所 会計管理室財産管理課（電話0771-25-5160）